

# と・お・の いきいき参画

ともに育もう おもいやりと

のうりよくが 活きるまち

遠野市では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって様々な活動に参画する企画が確保され、共に責任を担う**男女共同参画社会の実現**に取り組んでいます。

男性であること、女性であることにとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

急速な人口減少社会を迎え、今日の日本は労働力の確保が大きな課題となっています。また、仕事をしたいという希望があっても、育児や介護等をしなければならないために、働くことができない女性も多い現状にあります。

これらを背景に、女性が自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるよう、平成 27 年 9 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。以下の基本原則に基づき、女性の活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現に向けての取り組みがスタートします。

### 【基本原則】

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な地峡及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

# 「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」ってどんな法律？

## ○どうして法律が必要なのか？

- ・働く場面において、女性が力を十分に発揮できているといえない現状であること。
- ・急激な人口減少時代が到来し、将来の労働

## ○対象はだれ？

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、すでに働いている女性、これから働こうと

## この法律でどんな社会を目指すの？

☆働くことや多様な働き方などを、

働く場面での女性の思いを実現します☆

男女とも働き方の改革を進めることで、仕事と家庭を両立できる環境を整え、働くことを希望しながらも、育児や介護を理由に働いていない女性の希望を叶えることができます。また、責任ある地位で活躍したいと希望する女性の積極的な登用も図られ、働く意欲の向上にもつながります。

働きたいと願う女性、よりステップアップしたいと願う女性など、それぞれの希望を叶えることができる社会、ひいては、男女がともに多様な生き方、働き方を実現でき、豊かな活力あふれる社会づくりを目指します。